

2009年度（平成21年度）

民間福祉サービス紛争調停

報 告 書

2010年6月

中野区民間福祉サービス紛争調停委員

概要及び処理結果

【民間福祉サービス紛争調停】

第1 受付の状況	件数
1. 調停申請を受理したもの	1件
2. 調停申請を却下したもの	なし
3. 調停申請が取り下げられたもの	なし
第2 調停の状況	件数
1. 調停案が受諾され、調停が成立したもの	1件
2. 解決の見込みがなく、調停を打ち切ったもの	なし
第3 調停申請及び結果の概要	ページ
1. 調停案が受諾され、調停が成立したもの（1件）	
1-（1）通所介護時に転倒した補償（介護保険関係）	2

民間福祉サービス紛争調停 調停案が受諾され、調停が成立したもの・・・1件

1- (1) 通所介護時に転倒した補償 (介護保険関係)

【調停申請の要旨】

要介護1と判定された高齢者であるが、介護保険施設での通所介護中、昼食前にお茶を飲み片付ける時に転倒、骨折し、身体障害4級と判定された。施設側と交渉を重ねたが、事故後1年4か月を経過した現在、まだ補償が実行されていない。補償と事故後の対応の改善を求める。

【調停受諾勧告の内容】

第1項 施設側は申請者に対し、本件調停の解決金として金74万9117円の支払い義務があることを認める。

第2項 施設側は申請者に対し、前項の金員を中野区長から調停成立の通知が送達された日から7日以内に、利用者の金融機関口座に、振り込むことにより支払う。

第3項 施設側は、本件類似の介護事故を防止するために、以下の改善策を実行するものとする。

(1) 利用者本人に促す行動や抑制すべき行動を、利用者家族との連絡帳を活用し、詳細に説明や報告をしながら、利用者家族との意思疎通を図る。そして、それを踏まえた上で、利用者本人の自立のために適切な生活支援を行う。

(2) 昼食準備時の職員体制を強化する。

第4項 施設側が第2項の金員の支払いを徒過したときは、第2項の期限後支払済に至るまで、既支払分を除く残金に年5分の遅延延滞金を付加して支払う。

第5項 申請者と施設側は、本件に関し、本調停事項のほか何らの債権債務がないことを相互に確認する。

【調停受諾の内容】

上記に同じ

【調停成立の内容】

上記に同じ

【調停申請から調停成立までの期間】

74日

2009 年度（平成21年度）報告書

中野区民間福祉サービス紛争調停委員
石川 宏 水谷 彌生 宮城 孝

2010年6月

（事務局）

〒164-8501

東京都中野区中野四丁目8番1号

中野区 保健福祉部

福祉推進担当

権利擁護推進

電話 03-3228-8725

Fax 03-3228-8716

環境に配慮するため再生紙を使用しています